

議案第 23 号

橋本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

橋本市後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年橋本市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(保険料を徴収すべき被保険者) 第 3 条 橋本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 (1) 略 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 55 条第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>病状等(同項に規定する病状等をいう。以下同じ。)</u>に入院等(法第 55 条第 1 項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際橋本市に住所を有する被保険者 (3) 法第 55 条第 2 項第 1 号(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>継続して入院等をする 2 以上の病状等のうち最初の病状等に</u>入院等をした際橋本市に住所を有していた被保険者 (4) 法第 55 条第 2 項第 2 号(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>最後に</u>行った入院等(法第 55 条第 2 号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際橋本市に住所を有していた被保険者 (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により橋本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者</u>	(保険料を徴収すべき被保険者) 第 3 条 橋本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 (1) 略 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 55 条第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>病状等(同項に規定する病状等をいう。以下同じ。)</u>に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際橋本市に住所を有していた被保険者 (3) 法第 55 条第 2 項第 1 号の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>継続して入院等をして</u>いる 2 以上の病状等のうち最初の病状等に入院等をした際橋本市に住所を有していた被保険者 (4) 法第 55 条第 2 項第 2 号の規定の適用を受ける被保険者であつて、<u>最後に</u>行った入院等(法第 55 条第 2 号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際橋本市に住所を有していた被保険者

附 則

(平成 20 年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第 2 条 平成 20 年度における被扶養者であつた被保険者(法第 99 条第 2

項に規定する被扶養者であつた被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料にあつては、第4条第1項に規定する納期のうち第1期から第3期までの期間に徴収を行わず、第4期から徴収を開始するものとし、第4期以降の納期は次のとおりとする。 第4期 10月15日から同月31日まで 第5期 11月15日から同月30日まで 第6期 12月10日から同月25日まで 第7期 1月15日から同月31日まで 第8期 2月10日から同月28日まで(ただし、閏年は29日まで) 第9期 3月15日から同月31日まで 2 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。 (延滞金の割合の特例) 第3条 略	(延滞金の割合の特例) 第2条 略 附 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
---	--